

福岡県公報

平成二十三年七月二十七日
第三千二百八十四号
増刊 ②

目次

規則

○福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

部を改正する規則

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) ……………
(税務課) ……………

規則

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十六号

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。第七条を削る。

第八条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「様式第五号」を「様式第四号」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項中「第十五条」を「第十四条」に、「第十二号」を「第十一号の二」に

改め、同条第二項中「第十五条」を「第十四条」に、「第九条の二第二項第六号及び第七号」を「第十一条第六項第七号及び第八号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条第一項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第二項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に、「様式第六号」を「様式第五号」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に、「様式第七号」を「様式第六号」に改め、同条を第十条とする。

第十三条第一項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に、「第三節」を「第三章第三節」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条を第十二条とする。

様式第一号及び第二号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第三号を削る。

様式第四号中「第8条関係」を「第6条関係」に、「第12条第一項」を「第11条第一項」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第五号中「第9条関係」を「第7条関係」に、「第13条第二項」を「第12条第二項」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第六号中「第11条関係」を「第9条関係」に、「第17条第二項」を「第16条第二項」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第七号中「第12条関係」を「第10条関係」に、「第19条第一項」を「第18条第一項」に、「第19条 知事」を「第18条 知事」に、「第21条」を「第23条」に改め、同様式を様式第六号とする。

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県規則第二十七号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の次に次の一条を加える。

（条例付則第九条の二の二の規則で定める路線）

第六十二条の二 条例付則第九条の二の二に規定する規則で定める路線は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般旅客自動車運送事業を営業者が、福岡県バス運行対策費補助金交付要綱（平成十三年十二月二十五日十三交対第二百二十五号）第三条に規定する生活交通路線維持費補助金のうち車両減価償却費等補助金を受けて運行をする路線とする。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。